

令和3年度
宮崎市内部統制評価報告書

内部統制評価部局【総務部 市役所改革推進課】

宮崎市長 清山 知憲は、地方自治法第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

宮崎市長 清山 知憲は、宮崎市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、宮崎市においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「宮崎市内部統制に関する方針」（令和 2 年 4 月 1 日制定。令和 4 年 4 月 1 日改定）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務及び情報管理に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

宮崎市においては、令和 3 年度を評価対象期間とし、令和 4 年 3 月 31 日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務及び情報管理に関する事務に係る内部統制の評価を実施いたしました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施したところ、令和 3 年度におきましては、次のとおり、宮崎市における内部統制は概ね有効に運用されていると判断いたしました。

ア 全庁的な内部統制について

整備上及び運用上の不備は確認されませんでした。

イ 業務レベルの内部統制について

整備上の不備は確認されず、運用上の重大な不備も確認されませんでした。

しかしながら、確認された運用上の不備のうち、国・県からの補助金の過大受給などの特に注意すべき不備や、行政財産目的外使用料や契約事項の誤りなどの不備が昨年に引き続き多く確認されました。これらの不備については、次項のとおり改善策が図られておりますが、より一層の再発防止に取り組む必要があります。

4 不備の是正に関する事項

運用上の不備のうち、特に注意すべき不備及び頻発する不備について、それぞれ次のとおり是正を行いました。

ア 国・県からの補助金の過大受給事案について、システムの設定に誤りがあったことが主な原因であったことから、システム委託業者との綿密な情報共有及び担当課と関係部局等とのさらなる連携を図ることにより、再発防止に取り組むこととしました。

イ 行政財産等使用に係る事務処理や契約に係る事務処理において、それぞれ使用料の算定誤りや添付書類の誤り、決裁区分の誤り等の不備が繰り返されています。これについて、各所属における事務の見直しやチェック体制整備の徹底のほか、算定シート作成等の全庁的な対応を行うなど、再発防止に向けた取組を進めています。

令和4年 6月30日

宮崎市長 清山 知憲